

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行																																									
<p>(使用者の資格)</p> <p>第44条 保管場所を使用する者は、次の各号に掲げる条件を<u>いずれも</u>具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市営住宅の入居者又は同居者<u>であって、当該市営住宅に設置されている保管場所を自ら使用するために必要としていること。</u></p> <p>(2) <u>第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別表第2に定める市営住宅の入居者又は同居者は、同表の保管場所を使用することができる。</u></p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>市営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設年度別</th> <th>団地名</th> <th>棟数</th> <th>戸数</th> <th>構造</th> <th>1戸当たり床面積 m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>昭和26年度</u></td> <td colspan="5">(省略)</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>宮塚町12番24号</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>石造ブロック2階建</td> <td>40.16</td> </tr> </tbody> </table>						建設年度別	団地名	棟数	戸数	構造	1戸当たり床面積 m ²	<u>昭和26年度</u>	(省略)					27年度	宮塚町12番24号	1	8	石造ブロック2階建	40.16	<p>(使用者の資格)</p> <p>第44条 保管場所を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市営住宅の入居者又は同居者<u>であること。</u></p> <p>(2) <u>入居者又は同居者が自ら使用するため保管場所を必要としていること。</u></p> <p>(3) <u>第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>市営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設年度別</th> <th>団地名</th> <th>棟数</th> <th>戸数</th> <th>構造</th> <th>1戸当たり床面積 m²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>26年度</u></td> <td colspan="5">(省略)</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>宮塚町12番24号</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>石造ブロック2階建</td> <td>40.16</td> </tr> </tbody> </table>						建設年度別	団地名	棟数	戸数	構造	1戸当たり床面積 m ²	<u>26年度</u>	(省略)					27年度	宮塚町12番24号	1	8	石造ブロック2階建	40.16
建設年度別	団地名	棟数	戸数	構造	1戸当たり床面積 m ²																																										
<u>昭和26年度</u>	(省略)																																														
27年度	宮塚町12番24号	1	8	石造ブロック2階建	40.16																																										
建設年度別	団地名	棟数	戸数	構造	1戸当たり床面積 m ²																																										
<u>26年度</u>	(省略)																																														
27年度	宮塚町12番24号	1	8	石造ブロック2階建	40.16																																										

改正案						現 行					
							翠ヶ丘町5番2～6号	5	20	簡易耐火2階建	46.44
	翠ヶ丘町20番1～3号	3	3	木造平家建セメント瓦葺	25.61		翠ヶ丘町20番1～3号	3	3	木造平家建セメント瓦葺	25.61
(省略)						(省略)					
						41年度	翠ヶ丘町23番10— 105, 205～210号 305～310, 405～410号 505～510号	1	25	鉄筋コンクリート造4階建 一部 5階建	37.46
(省略)						(省略)					
平成元 年度	(省略)					元年度	(省略)				
(省略)						(省略)					
26年度	翠ヶ丘町5番4—	1	35	鉄筋コンクリート造4階建							
	213, 313号				39.01						
	212, 214, 312, 314号				39.72						
	208～211, 308～311号 408号				40.10						
	306, 406号				40.42						
	207, 307, 407号				41.62						
	101, 102号				49.30						
	201～204, 301～304号 403, 404号										
	205, 305, 405号				67.79						
別表第2 (第44条, 第45条関係)						別表第2 (第45条関係)					

改正案		現 行	
自動車保管場所使用料		自動車保管場所使用料	
保管場所	使用料月額(円)	保管場所	使用料月額 円
翠ヶ丘町5番住宅	8,000	大東町16番団地	8,000
	建物内10,000	大東町北団地	8,000
翠ヶ丘町23番住宅	8,000	大東町17番団地	8,000
楠町住宅	8,000		建物内10,000
宮塚町2番住宅	8,000	宮塚町北団地	8,000
大東町4番住宅	8,000	翠ヶ丘北団地	8,000
大東町5番住宅	8,000	大東町14番団地	8,000
	建物内10,000	大東町西2団地	8,000
大東町11番住宅	8,000	大東町西団地	8,000
大東町14番住宅	8,000		建物内10,000
大東町15番住宅	8,000	大東町東団地	8,000
大東町16番住宅	8,000	楠町団地	8,000
大東町17番住宅	8,000	西藏町団地	8,000
	建物内10,000	南芦屋浜団地	8,000
西藏町住宅	8,000		建物内10,000
南芦屋浜団地	8,000		
	建物内10,000		
別表第3（第47条の2関係） 自動車保管場所目的外使用料		別表第3（第47条の2関係） 自動車保管場所目的外使用料	
保管場所	使用料月額(円)	保管場所	使用料月額 円
宮塚町2番住宅	16,000	宮塚町北団地	16,000

改正案		現 行	
楠町住宅	16,000	大東町西2団地	13,000
大東町4番住宅	13,000	大東町西団地	13,000
大東町5番住宅	13,000	楠町団地	16,000

位置図

